

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
<p>第3-2(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援</p>	<p><ビッグデータ活用に関する環境・体制整備等の課題> <u>① 匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、関係府省に対して技術的な支援を行う。(総務省)</u></p> <p><統計委員会の機能の発揮・充実強化> <u>②④ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究課題を審議するとともに、研究機能を強化する。</u></p> <p><統計人材育成・各府省の支援> <u>③② 総務省は、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行うとともに、各府省への支援を強化する。</u></p>
	<p>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</p>
	<p><u>④③ 統計調査員でなければできない調査業務にそのリソースを集中させる。このため、総務省は、時々々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、リソース集中の弊害が生じないよう、マルチモードの調査(調査員への回答以外に郵送・オンラインによる回答を選択できる調査)における精度等の確保に関する研究を行う。</u></p>
	<p>現行基本計画の該当項目</p>
	<p><u>⑤④ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。(平成26年度から実施する)</u></p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p><国民経済計算体系的整備部会における審議の中間取りまとめ></p> <p>○ 統計委員会は、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討。</p>
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p>—</p>
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p><u>③② 総務省は、平成29年度に統計研修所の研究体制の整備及び研究機能の拡充を行い、名称を「統計研究研修所」に変更した。具体的には新規情報活用技術研究官、統計技術向上支援課、研究開発課を新たに設置した。</u> 平成29年度は、国土交通省から依頼を受け、建築着工統計調査(補正調査)の標本設計に関する検証し、統計技術に関する情報の提供を行う。</p>

	<p>また、ビッグデータを活用した新たな消費指標の開発に資するため、データの特性の把握、バイアス補正の方法の検討等を行っている。</p> <p>平成30年度以降も引き続き、各府省における統計の作成、企画等の支援を行うとともに、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行う。</p> <p>⑤④ 各府省が実施した調査研究の結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）へ掲載し、共有・蓄積を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p><u>○ 各府省におけるビッグデータの活用を推進するため、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対して技術的な支援を行う必要があるのではないか。</u>（①）</p> <p>○ 統計委員会におけるシェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究については、国民経済計算体系的整備部会で審議済み。（②④）</p> <p>○ 統計研究研修所においては、国土交通省から依頼を受け建築着工統計調査（補正調査）の標本設計に関する検証やビッグデータを活用した新たな消費指標の開発に資するため、データの特性の把握、バイアス補正の方法の検討等を行うなど、各府省の統計業務への支援を行っており、今後も継続していく必要がある<u>のではないか</u>。（③②）</p> <p><u>○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、統計調査員のリソースの集中を的確に行えるよう、調査員調査により行った統計調査と調査員調査以外の手法で行った統計調査との統合推計などの研究を進める必要があるのではないか。</u>（④）</p> <p>○ 研究成果の共有の仕組みは構築されていることから、今後は、その取組の継続・強化を図っていく必要がある<u>のではないか</u>。（⑤④）</p> <p><u>○ より高度な統計技術の研究を行うに当たり、各府省は、大学等の外部研究機関等と共同研究を行うなど、積極的に外部の知見を活用することを本文に記述する必要があるのではないか。</u></p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）等を活用して各府省が実施する予定の調査研究の情報共有を図るとともに、各府省が調査研究を行うに当たり統計委員会に支援又は助言を求めることができる<u>取組を早期に開始する。仕組みを平成31年度までに整備する。</u>（総務省）</p> <p>○ <u>統計研究研修所において、</u>各府省及び地方公共団体からの依頼を受け、統計技術の研究を行うとともに、当該研究内容を統計業務に活用するなど、統計技術的な課題解決に当たり、各府省及び地方公共団体に必要な支援を<u>引き続き</u>行う。（総務省統計研究研修所）</p> <p>○ 各府省におけるビッグデータの活用を推進するため、<u>統計研究研修所において、</u>ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発を<u>引き続き</u>行う。<u>また、引き続き、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対して技術的な支援を行う</u>とともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施す</p>

	<p>る。(総務省統計研究研修所)</p> <p>○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、<u>統計調査員のリソースの集中を的確に行えるよう、調査員調査により行った統計調査と調査員調査以外の手法で行った統計調査の統合推計などの研究を進める。リソース集中の弊害が生じないよう、マルチモードの調査(調査員への回答以外に郵送・オンラインによる回答を選択できる調査)</u>における精度等の確保に関する研究を行う。(総務省)</p>
備考(留意点等)	—